

松戸市立柿ノ木台小学校 いじめ防止基本方針

R8.4.17 改訂

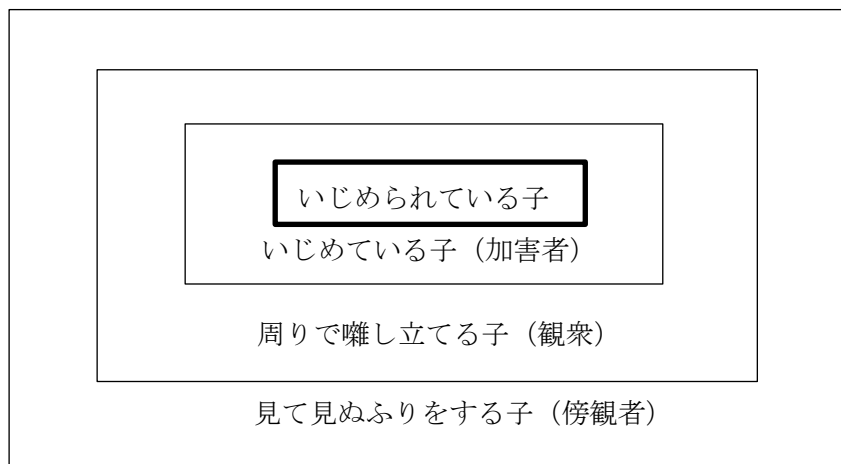
はじめに

いじめは人権侵害行為である

いじめは絶対に許されないことであること。いじめは重大な人権侵害であり、暴力・金品をたかり盗む、誹謗中傷等、犯罪行為に該当することもある。

【いじめの特徴】

いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうるものと認識する。



いじめは4重構造になっている。観衆や傍観者は、結果としていじめを助長していることになる。いじめられている子といじめる子の立場が入れ替わることもある。傍観者が仲裁者になれるよう指導することが大切である。

【いじめの実際】

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、いやみ
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・はずかしい事や嫌なことや危険なことをされたりさせられたりする
- ・パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる

* 早期発見、早期対応することが重要である

実態把握のために教職員による観察やアンケート調査、WEBQU調査等を積極的に活用する。

本校は「いじめ防止対策推進法第13条により、「いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2 児童の責務

- (1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4 いじめの定義（法2条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭

※事案により、スクールカウンセラー（以下、SC）、スクールソーシャルワーカー（以下、SSWer）、弁護士を入れるなど柔軟に編成する。

イ 組織の役割

- (ア) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核
- (イ) いじめの相談・通報の窓口
- (ウ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- (エ) いじめ防止に係る校内研修の企画と実施

ウ 会議の開催

- (ア) 年2回の定例会（構成員全員）と月に1回の生徒指導部会を開催する。
- (イ) いじめ事案あるいはいじめの疑いが発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施する。なお、この際（1）のアに示す組織については、事案によって柔軟に編成する。

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する取り組み

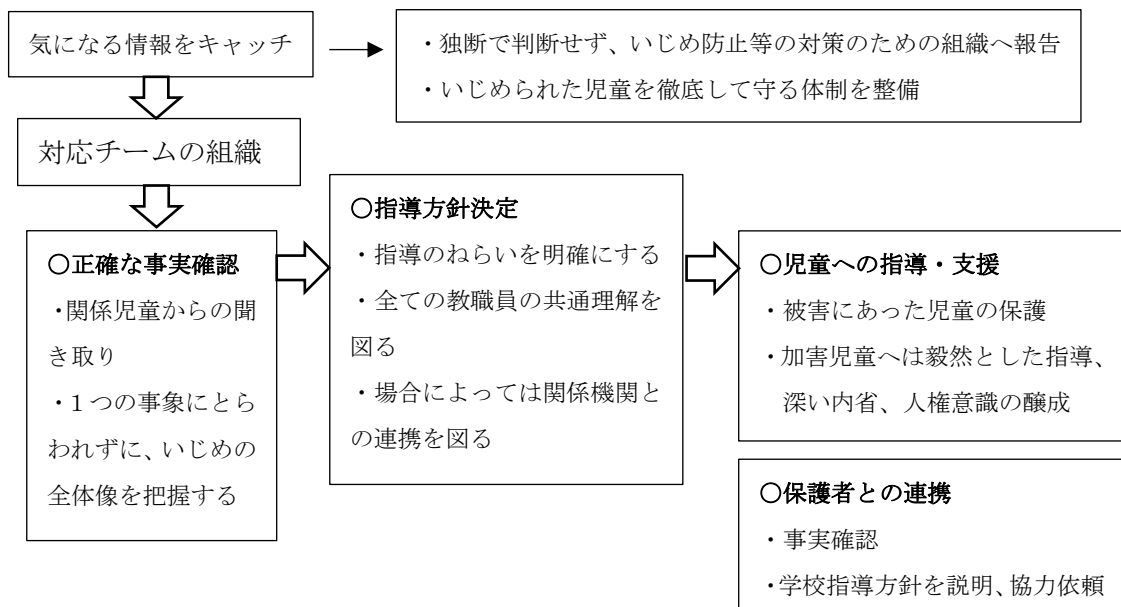
ア いじめ未然防止教育（課題予防的生徒指導）

- (ア) 教科の指導と生徒指導の一体化とわかる授業の実施
学習活動において、自己有用感を高め、生徒指導の機能（学ぶ意欲を支える四要素）のある授業展開を実施する
 - a 自己決定の場を与える（自分の考えを発表する場を与える等）
 - b 自己存在感を与える（承認や称賛を行い・所属感・存在感を与える等）
 - c 共感的人間関係を育成する（お互いの良さを認め合う場を与える等）
 - d 安全・安心な風土を醸成する（規範意識を育成する場を与える等）
 - e 道徳教育を通じて、法やルールの意義や遵守についての理解を深め、主体的に判断し、適正に行動できる人間を育成する。
- (イ) 豊かな人間関係づくり
 - a WEBQ U調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくりをする。
 - b 松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム～いじめ防止プログラム編」を活用する。

- (ウ) 規範意識の育成
 - a いじめ防止対策推進法の周知を図る。
 - b ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発をする。
 - c 生活規律や学習規律の確立をする。
 - d 『『ストップ・ザ・いじめ』子どもの心を耕す標語大作戦』の実施をする。
 - e いのちを大切にすることをキャンペーンに取り組む。
- (エ) 教師の人権意識の向上
 - a 「いじめ問題対応マニュアル（教育委員会発行）」を活用した、いじめ事例・理論研修を実施する。
 - b 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解を図る。
 - c 過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解を図る。

イ いじめの早期発見（課題予防的生徒指導）

- (ア) 定期的なアンケート調査及びWEBQ U調査
 - a 月に一回の学校生活アンケート（いじめアンケート）を実施する。
 - b 4・5・6年に関しては、6月と12月にWEBQ U調査を実施し、いじめ被害に遭っている可能性の高い児童の発見に努める。
- (イ) 教育相談
 - a 月1回の教育相談日を設け、児童の様子を確認し、保護者との連絡を密にする。
 - b 保護者との二者面談を実施する。（7月）
 - c 日常の教育相談の充実及び「SOSの出し方教育」と「話す勇気」を持つ指導の充実を図る。
- (ウ) 児童観察
 - a 職員による観察及び学年会や生徒指導部による共通理解（月1回）を図る。
 - b 昼休み等授業時間外の児童の人間関係を観察する。
- (エ) 相談窓口の周知
 - a 学校の相談窓口担当者（教頭・教務・養護教諭）を周知する。
電話番号（365-7661）
 - b 「松戸市いじめ相談専用ダイヤル」カードを配付する。
 - c 「子どもSOS相談窓口」の周知



ウ いじめの早期対応（課題予防的生徒指導）

(7) 対応チームの発足

- a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。
- b 対応チームのメンバーは適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

- a 1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。
- b 複数名で聞き取りを行う。
- c いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

- a 指導のねらいを明確にし、役割分担を確認する。
- b 必要に応じて、「いじめ事案報告書」を市教委に提出し、場合によっては市教委の「いじめ事案支援チーム」の派遣を要請する。
- c 事案の内容によっては関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

(エ) いじめられた児童への支援

- a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- b 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
- c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。（少なくとも3ヵ月）

(オ) いじめた児童への指導

- a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- b 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
- c 保護者には事実を説明するとともに、指導上の助言を行う。

- d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を検討する。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。
- (カ) 観衆、傍観者への指導
 - a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応し、人権意識の醸成を図る。
 - b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
 - c はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- (キ) 当事者（被害者）・相手側（加害者）へのケア
 - a 児童とその家族が抱える課題等の解決に向け、教育と福祉の連携を基盤としたSSWerを活用する。
 - b 当事者（被害者）・相手側（加害者）ともにSC等を活用した心のケアを行う。

エ 継続支援

いじめが「解消している」という状態について

国の基本方針には以下のように定められている。

①いじめに係る行為が止んでいること

（※被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。）

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

- (ア) チームによる見守り
 - a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
 - b 教職員の連携を強化し、情報共有を図る。
- (イ) 定期的な個人面談
 - a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。
 - b SC等による、面談を実施する。
- (ウ) 家庭への定期連絡
 - a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
 - b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。
- (エ) 進級、進学にともなう引継ぎ
 - a 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを確実にを行う。
 - b 小学校から中学校への進学に際しては、綿密に行う。

オ 家庭、地域等との連携

(7) 家庭との連携

- a 学校基本方針についてホームページで保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
- b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(1) 地域との連携

- a 学校基本方針についてホームページで地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。

カ 関係機関との連携

(7) 教育委員会との連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
- d いじめを理由に3日欠席した場合、当事者とその家庭へ「いじめ事案支援チーム」の派遣について打診。いじめ事案の報告に併せて、派遣の有無について教育委員会児童生徒課へ連絡する。
- e 出席停止措置について協議する。

(1) こども家庭センター、松戸市少年センターとの連携

- a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
- b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
- c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め協力して、生活環境の改善を図る。

(7) 警察との連携

- a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。
- b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

<関係機関一覧>

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047-366-7461
松戸市こども家庭センター	047-366-3941
松戸市少年センター	047-366-7464
松戸警察署	047-369-0110
東葛少年センター	04-7162-7867

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合。
【法第28条第1項第1号】(以下、「1号重大事態」という。)
- b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
【法第28条第1項第2号】(以下、「2号重大事態」という。)
(文部科学省「生徒指導提要」より)

※上記以外にも、児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態の対処

- a 対応チームで重大事態と判断するか否かを決定する。
- b 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。
- c 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ・ 1号重大事態は教育委員会等(第三者委員会)が、2号重大事態は学校が調査主体になる事が原則。学校が調査主体となった場合、調査体に第三者(弁護士、心理士等)を加えた組織で調査を行う。
- d 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- e 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。併せて、いじめを行った児童・保護者にも情報を提供する。
- f 調査結果を教育委員会児童生徒課へ報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検・評価・公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

- a いじめの防止のための組織を中心に、全教職員及び保護者、地域住民、関係機関等の参画を得ながら、基本方針の点検や見直しを行う。
- b 学校ホームページで公表する。
- c 児童生徒や保護者及び関係機関に対し、学校いじめ防止基本方針について説明する。

(2) いじめ防止についての取組について

- a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。
- b 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。
- c 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。